令和７年度

生徒指導活動方針

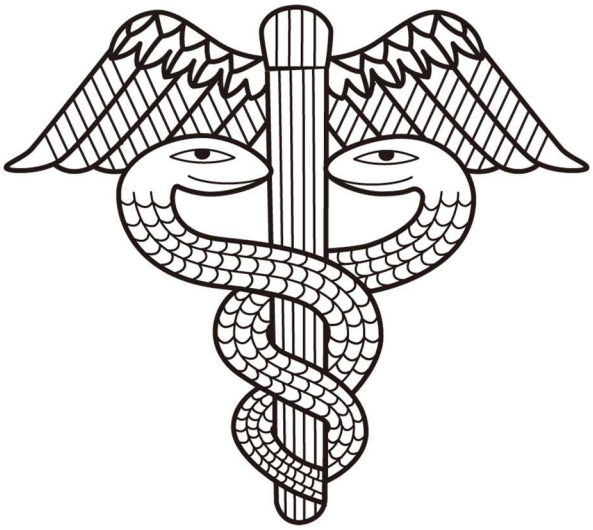

県立中部商業高等学校

生 徒 支 援 部

生徒指導基本方針（職員必携 3.生徒指導について第１条）

（１）自主／自分で考え、自分で判断し自分で解決できる人間を育成する。

（２）礼節／身だしなみを整え、挨拶ができ、常に感謝の心をもち、相手を尊敬する人間を育成する。

（３）協調／相互に理解し、協力し合う人間、集団生活の中で規律を守り責任を分担できる人間、他人に迷惑を掛けない人間を育成する。

高校生は自分の『生き方』『在り方』を模索する時期であり、この時期に身につけた思考・判断の基準(価値観)は、その後の人生に大きく影響する。よりよく社会生活を営むための生徒個々の意思決定・行動選択ができる能力を養えるよう指導・支援する。

令和７年度の生徒指導理念　『徳を磨き、信頼と敬意を大切に』

１．時を守り、場を清め、礼を正す

２．人間力をつけよう『五常(五徳)の習得』人としての徳を磨く～儒学から学ぶ～

仁（思いやりの心）

人間が守るべき理想の姿である。 自分の生きている役割を理解し、自分を愛すること、そして身近な人間を愛し、ひいては広く人を愛することである。

義（正義）

人として正しい行動や道理。義理。

礼（秩序）

他者を敬い、人間関係の調和がとれ、安定した望ましい状態が維持できている。
混乱・対立・破綻などの目立った懸念がない。

智（智恵）知恵

善悪を見極める、よりよく行動する、正しい判断をするための知識。脳の働き。

信（信用・信頼）

言行一致、真心、誠を大切にする。怠けない、やるべきことをやる、嘘をつかない。

３．損得ではなく、徳を考える大人になろう。(WinWin を考える)

✕ 得とは、自分の利益を先に考えること・・・損得を優先すると奪い合いが起こる

☑ 徳とは、他者の幸福を先に考えること・・・人は与えることで与えられる

◎ 奪い合えば足らぬ、分け合えば余る。

重点指導目標

（１）充実した生徒支援活動の実践（躾・マナーの習得、服装容儀、ルールメイキング）

（２）円滑な生徒支援活動の実践（各学年・各部・各学科との連携の強化）

（３）生徒主体の活動推進（生徒会・ＨＲ・部活の支援、施設管理の徹底）

Ⅰ．生徒指導に関する規定

【1】学習規律（授業態度・学習への取り組み等）に関する規定

1．他の生徒の学習を妨げる行為及び学習活動に支障をきたす行為（以下「授業妨害」 という）については、**再三の注意にも関わらず改善されない場合には、懲戒も含め指導内容を検討**する。

2．次の行為を授業妨害とする。

(1)教職員の許可を得ず**通信機器等**を使用する行為

(2)私語、立ち歩き、抜け出し、**授業中の飲食**等の学習活動に支障をきたす行為

3．**暴言・脅迫行為及び危険行為を行った者は懲戒**とする。

「危険行為」とは、教職員の指示に従わず、事故のおそれのある行為をいう。

4．**懲戒内容及び指導方法は別に定める。**

【2】制服に関する規定

1．リクルートファッションを基準とした制服の着こなしを原則とする。

2．原則として、制服（学校指定の体育着・ジャージを含む）以外の着用を禁止する。

3．登下校時においても原則として制服を着用する。**ただし、特別な理由がある場合を除く。**

4．制服のズボン及びスカートは性別に関係なく選択することができる。

5．制服のシャツ出しをしてはならない。

6．スカート丈基準は膝の中心とする。

7．制服のジャケットは気候・体調に応じ生徒の判断で着用することができる。ただし、始業式・終業式等の儀式的行事では**夏場を除き**ジャケットを着用**する。**卒業式では必ずジャケットを着用する。

8．制服のベスト購入及び着用は任意とする。

9．制服を変形・加工してはならない。変形・加工した場合、新規に購入させることもある。

10．お下がりを着用する際は、生徒支援部による制服の確認・許可を得てから着用する。

11．規定に反した場合、指導の対象とする。

【3】身なりに関する規定

1．リクルートファッションを基準とした頭髪と身なりの原則とする。

2．化粧及び装飾品は禁止する。

3．染髪･パーマ及び奇抜な髪形は禁止する。

4．スリッパ、ブーツ（極端にかかとの高い靴）その他学習活動に支障のある履き物は禁止する。

5．規定違反は、その場指導・改善指導を原則とする。

【4】勤怠不良に関する規定

1．遅刻について

（1）朝の遅刻に関すること

①８：５０のチャイムが鳴り終わった後に入室した場合は朝の遅刻として指導を受ける。

②８：５０～９：１０までの遅刻は生徒用玄関で、９：１０以降は**生徒支援部又は普通科職員室（教頭席前）**で受け取り、必要事項を記載する。

③バスの遅延（事故）等は、状況により遅刻の取り消しもあるため用紙に必要事項を漏れなく記載をする。

④遅刻の指導方法は学年部と調整し、全職員協力の下で実施する。

（2）教科遅刻に関すること

授業開始１５分までとする。それ以後は欠課とする。

2．欠席についての規定

（1）病気等で休む場合は、原則、保護者が届出を行う。届出がない場合は無届欠席となる。

（2）病気による届出は病気欠席となり、それ以外の届出は届出欠席とする。

（3）無届欠席でも後日、保護者からの確認ができた場合は訂正を行うことができる。

３．欠課についての規定

（１）授業開始**１５分後**の入室は欠課となる。

（２）届出が無い場合は無届欠課となる。

（３）体調不良等で早退を希望する場合はＨＲ担任に申し出を行いＨＲ担任は保護者に連絡を行う。

（４）事前に分かる早退については保護者から学校へ届け出を行う。

４．勤怠不良に関する指導について

著しい勤怠不良により進級・卒業が懸念される者は**学年部による指導及び保護者・管理者面談**を行う。また、状況に応じて支援部でも指導を行う。指導方法は別に定める。

【５】**通信機器等**の使用に関する規定

※通信機器とは携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ、音楽通信機器等の無線通信手段が出来る機器のことをいう。

１．授業や行事の最中は、スマートフォン**の電源を切るかマナーモードにして、カバンにしまっておく。**ただし、学習活動等において教職員が許可した場合は使用することができる。

２．ＳＮＳ等による誹謗中傷や無断で他人の動画や写真を掲載するなど、法律や学校のルール、社会マナーに反する行為を禁止する。

３．徒歩や自転車での登下校及び校内（昼食時間を除く）時のイヤホンの使用は、安全管理の面から禁止する。また、校内において教職員から特別に許可を得ずに、通信機器などから音楽を流すなど音を出すことを禁止とする。

４．**通信機器等の**使用に関する規定に反した場合、懲戒も含め指導の対象とする。

【６】いじめについて

１．いじめを行ってはならない。

２．いじめは、国及び県の法令等並びに本校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会で対応及び指導方針等を決定する。いじめ防止対策委員会において懲戒に該当すると判断したケースについては生徒指導委員会に付託し、同委員会で懲戒内容及び指導方法を審議する。

【７】喫煙・飲酒に関する規定

１．喫煙（喫煙同席含む）、タバコの所持（タスポや電子タバコも含む）は懲戒とする。

２．飲酒（飲酒同席含む）、酒類の所持・購入（ノンアルコール飲料含む）は懲戒とする。

３．喫煙・飲酒に関する懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【８】反社会的行為に関する規定

窃盗、暴力、脅迫、器物破損、賭博行為など反社会的行為は懲戒とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【９】薬物（危険ドラッグ、大麻等）乱用に関する規定

１．違法薬物使用は懲戒とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

２．違法薬物取引等に関し、関与した者は懲戒指導の対象とする。

【10】入れ墨（タトゥー）に関する規定

１．入れ墨（タトゥー）をしてはならない。

２．入れ墨（タトゥー）をした場合、懲戒も含め指導の対象とする。懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【11】自転車通学に関する規定

１．自転車を使用する場合はヘルメットを装着するよう努めること。（R5-4/1 施行）

２．登下校に自転車を使用する者は生徒支援部に届け出を行う。自転車は校内の指定場所に駐輪しカギを

掛けること。
3．指導方法は別に定める。

【12】車両通学等（自動車、自動二輪車）に関する規定

1．登下校における車両（自動車、自動二輪車）運転及び同乗は禁止とする。なお、学校活動時間（諸行事含）及び制服着用や制服所持での使用および同乗も禁止する。
2．車両による送迎は保護者および親族、保証人のみとする。
3．帰宅後や学校の休日に車両（自転車を除く）を使用する場合は、保護者の責任の下で行う。
4．車両（自動車、自動二輪車）に関する規定及び交通違反が発覚した場合、懲戒とする。
5．懲戒内容及び指導方法は別に定める。

【13】運転免許（自動車、自動二輪車）取得に関する規定

1．運転免許を取得した場合は届出を行うこと。
2．運転免許取得は放課後及び長期休業などに行うこと。また、学校の活動時間**での**自動車教習所への通所は禁止する。
3．その他、運転免許を取得する際の届け出および出欠の扱いについては別に定める。

【14】アルバイトに関する規定

1．沖縄県教育委員会の基本方針により、アルバイトは原則禁止とする。
2．経済的事情によりアルバイトを行う際は届け出を行う。
3．アルバイトは、午後 10 時までに帰宅できる範囲とし、主に酒類提供をしている飲食店や年齢制限がある店でのアルバイトは禁止する。
4．アルバイト届出等に関する規則は別に定める。

【15】政治的活動に関する規定

選挙運動、政治的活動、投票運動は、校内では禁止する。

【16】青少年育成を阻害する行為に関する規定

1．保護者の許可なく、深夜（午後 10 時から翌日の午前４時までをいう。以下同じ）に外出してはならない。
2．**遊技場**、接待飲食店等への立入については禁止する。
3．この規定に反したことが発覚した場合、指導方法は別に定める。

【17】特別指導、別室指導及び帰宅指導に関する規定

1．生徒指導に関する規定に反し、その改善のために特別指導、別室指導及び帰宅指導が必要と判断された場合、これを行う。
2．特別指導、別室指導及び帰宅指導の具体的な方法は、違反行為の内容に応じて生徒支援部にて決定し、関係部署へ通達する。
3．特別指導、別室指導及び帰宅指導を行う場合、学習機会の確保に努める。

【18】指導拒否

上記の指導に応じない生徒については【17】の指導方法及び懲戒も含め、指導の対象とする。

Ⅱ． 指導方法及び懲戒の指針

【趣旨】

〇生徒指導の規定に違反する行為があった場合、学校教育法第１１条により学校は当該生徒に対して懲戒を加えることができる。

〇懲戒は公正でなければならない。そのため、懲戒の指針を明らかにすることにより、懲戒が恣意的なものになることを防ぎ、生徒の反省・成長を促す機会となることを目的にこの指針を策定する。

〇懲戒（訓告・停学・退学）に際しては、この指針に基づき具体的な行為の態様、悪質性、生徒の特性等を考慮する。

【１】学習規律（授業態度・学習への取り組み等）について

１．指導方法（**注意指導→生徒支援部へ報告し指導内容の検討）**

（１）授業妨害

①原則として説諭に応じない生徒に対して注意指導をおこなう。
例）１年８組１番〇〇くん、授業中にガムを噛んでいて指導したら飲み込んだふりをし、その後、注意しても無視してガムを噛み続けたので注意指導しました。（指導拒否）
②著しく授業を妨害する行為に対して、当該職員はすぐに管理者・生徒支援部へ報告する。

（２）暴言・脅迫行為および危険行為等

①当該職員はすぐに管理者・生徒支援部へ報告する。
②生徒支援部は**関係職員・生徒から**事実確認を行い、指導方針を検討・提案する。
③ＨＲ担任は保護者等へ連絡をする。

２．懲戒の指針

（１）授業妨害**（注意指導→生徒支援部へ報告し指導内容の検討）**

①授業妨害や指導拒否の内容が悪質な場合には、懲戒も含めて指導内容を検討する。

（２）暴言・脅迫行為及び危険行為等

生徒指導委員会で指導内容を検討して提案する。

【２】制服について

１．指導方法（違反者には、その場注意指導・改善指導をおこなう）

（１）原則、制服以外の着用は認めない。
（２）防寒のため、ブレザーの下に指定ジャージの着用を認める。
（３）状況に応じて異装許可、別室指導、帰宅指導を行う。
（４）別室指導・帰宅指導を行う場合、関係職員へ報告する。
（５）ＨＲ担任は保護者へ連絡を行う。

２．懲戒の指針　　制服指導で、県立学校管理規則 44 条２の懲戒は行わない。

【３】身なりについて

１．指導方法（違反者には、その場注意指導・改善指導をおこなう）

（１）授業の開始時に身なり啓発を行う。許可された服装以外の着用および装飾品は認めない。
（２）大型連休や長期休業の前後には身なり集会で注意喚起を行う。なお、著しく身なりが悪い生徒は管理者との確認のうえ特別指導、帰宅指導を行う。
（３）必要に応じて正しい身なりをする強化期間を設定する。その実施方法および指導方法については、生徒支援部および学年部が別途提案を行う。

２．懲戒の指針

懲戒は行わないが、直ぐに改善が必要とされる場合や著しく身なりが悪いと判断した場合は帰宅させ、改善指導を行う場合がある。その日のうちに改善して戻ってきた場合の出席の扱いは「指導」とし、戻れなかった場合は届け出の欠課とする。

【４】勤怠不良について

Ⅰ．指導方法

（Ⅰ）日々の取り組み

担任、教科担任は遅刻、無届欠席、無届欠課を行う生徒に対して、その都度、注意喚起を行う。

（２）勤怠不良者に対する指導基準

①必要に応じて学期ごとに**管理者や中退係**と**激励や進路変更**についての面談を行う。

②生徒の実態に応じて必要と判断した場合は、生徒支援部と協力して特別指導を行う。

③著しく勤怠不良の生徒に対しては「進級・卒業が懸念される」として校長面談を行う。

２．懲戒の指針　　**原則として勤怠の指導で、県立学校管理規則 44 条２の懲戒は行わない。**

【５】通信機器等の使用について

Ⅰ．指導方法（注意指導）

（Ⅰ）通信機器等違反について

①再三の注意指導に応じない場合は、生徒支援部へ報告する。

②悪質な場合は、特別指導および帰宅指導を行う場合がある。

（２）ＳＮＳトラブルが発覚した場合

①発見者は生徒支援部および教育相談部へ報告する。

②生徒支援部、教育相談部は関係職員へ報告する。

③ケースに応じて対応（いじめ対策会議・生徒指導委員会）を行い、指導方法を決定する。

２．懲戒の指針

（Ⅰ）懲戒指導（訓告・停学・退学勧告）が妥当と思われる場合は、委員会で審議する。

【６】いじめについて

Ⅰ．指導方法

（Ⅰ）本校のいじめ防止基本方針に基づき対応する。

（２）第Ⅰ発見者は校長、教頭、ＨＲ担任へ報告し、いじめ緊急会議を行う。

（３）事実関係の整理・確認及び情報の共有を行い、対応策及び対応体制の検討を行う。

（４）いじめ対策会議をもって問題の解消や**再発防止（少なくとも３ヶ月）**、経過見守りを行う。

２．懲戒の指針

いじめ対策会議において懲戒相当として生徒指導委員会へ付託されたケースについて、**生徒指導委員会で審議し、懲戒（訓告・停学・退学勧告）**とする。

【７】喫煙・飲酒について

Ⅰ．指導方法

（Ⅰ）発見者は生徒支援部へ報告する。

（２）当該生徒から事実確認を行い、管理者およびＨＲ担任へ報告する。

２．懲戒の指針

Ⅲ懲戒規定の【表３】に基づき、指導を行う。

【８】反社会的行為について

１．指導方法

（１）発見者はすぐに生徒支援部へ報告する。

（２）当該生徒から事実確認を行い管理者およびＨＲ担任へ報告する。

（３）ケースに応じて対応する。

２．懲戒の指針

懲戒（訓告・停学・退学勧告）とする。

【９】薬物（危険ドラッグ、大麻等）乱用について

１．指導方法

（１）**違法**薬物**使用等**に関する情報および行為を発見した者はすぐに管理者へ報告する。

（２）**違法者に関する**懲戒に関しては生徒指導委員会に付託する。

２．懲戒の指針

懲戒（訓告・停学・退学勧告）とする。

【10】入れ墨（タトゥー）について

１．指導方法

（１）１年生に対する周知期間

三者面談（５月）までを周知期間とし、以後に発覚した場合は入学後の行為とみなす。

（２）発覚時の対応

①入れ墨（タトゥー）の部分確認を行い、生徒支援部およびＨＲ担任へ報告する。

②保護者面談を行い、サポーター・テープ・ファンデーション等で隠す点及び、以後入れ墨（タトゥー）をしない誓約を行う。

２．懲戒の指針　Ⅲ懲戒規定の【表３】に基づき、訓告および停学とする。

（１）入れ墨（タトゥー）発覚後、懲戒を受けた生徒は、再度懲戒を受けることはない。**ただし、指導後に新たに入れ墨をしたことが発覚した場合は、再び懲戒対象とする。**

（２）周知期間後に入れ墨（タトゥー）を行った場合、懲戒とする。

【11】自転車通学について

１．指導方法　安全集会を実施し啓発活動を行う。

２．懲戒の指針

道路交通法に違反する行為が発覚した場合は、**懲戒（訓告・停学・退学勧告）**とする。停学の期間については、事案内容に応じて生徒指導委員会で審議する。**道交法以外のマナー違反者は悪質を除き、その場指導を行う。**

【12】車両**通学等**（自動車、自動二輪車）について

１．指導方法

（１）発見者はすぐに生徒支援部へ報告する。

（２）当該生徒から事実確認を行い、管理者およびＨＲ担任へ報告する。

（３）ケースに応じて対応する。

２．懲戒の指針　Ⅲ懲戒規定の【表３】に基づき、**懲戒（訓告・停学・退学勧告）**とする。

【13】運転免許（自動車、自動二輪車）について

１．指導方法

（１）三者面談時に担任は運転免許調査を行う。（実態把握）

（２）夏休み・冬休み前に免許取得者に対して**啓発活動**を行う。

（３）学校の活動時間に教習所への通所が発覚した場合、**担任が**保護者へ連絡をする。

（4）運転免許取得に関する出欠の扱いは内規に定める。

2．懲戒の指針

原則、懲戒（訓告・停学・退学勧告）の対象としない。

【14】アルバイトについて

1．指導方法

（1）アルバイトの実態把握に努める。

（2）経済的な理由によりアルバイトを希望する生徒は生徒支援部と面談を行い、届出を提出する。

（3）不適切な店舗でのアルバイト（風営法で規制されている店舗等）を行っていた場合、保護者面談を行い、改善を促す。

2．懲戒の指針

原則、懲戒（訓告・停学・退学勧告）の対象としない。

【15】政治的・**宗教的勧誘**活動について

1．指導方法

（1）規定違反に当たる行為を発見した時は、直ぐにその行為を止めさせる。

（2）発見者は担任、生徒支援部に報告する。

2．懲戒の指針

再三の注意にもかかわらず、規定違反を繰り返す場合には、**懲戒で指導することもある。**

【16】青少年育成を阻害する行為について

1．指導方法

（1）発見者および外部より連絡を受けた時は生徒支援部に報告する。

（2）ケースに応じて対応を行う。

（3）当該生徒から事実確認を行い、ＨＲ担任および管理者へ報告する。

（4）担任は保護者へ連絡をする。

2．懲戒の指針

深夜徘徊は厳重注意とし、その他の問題行動はⅢ懲戒規定の【表３】に基づき、**懲戒（訓告・停学・退学勧告）対象**とする。

【17】特別指導、別室指導及び帰宅指導について

1．指導方法

※指導内容は以下に定める

・特別指導…授業日誌・反省文または作業活動（内容に応じて弾力的に行う）

・別室指導…生徒支援部による生徒預かり指導（学習環境の阻害や他の生徒に悪影響を与える可能性がある生徒）

・帰宅指導…保護者引き取りによる帰宅指導（学校での指導に応じない生徒を一時帰宅）

（1）関係職員への連絡

（2）生徒支援部は科目担当者に補習・課題等の依頼をする。

【18】指導拒否について

※内容に応じ、以下の指導方法を行う。

1．指導方法

指導内容確認後、反省の様子がある場合は生徒支援部による預かり指導を行い、学校規定に従わない場合は家庭にて引き取りをしてもらう。

2．懲戒の指針

Ⅲ懲戒規定の【表３】に基づき、**懲戒（訓告・停学・退学勧告）**とする。

Ⅲ．懲戒規定

Ⅰ．在学期間の累積として行う項目

【表３】

	問題行動	Ⅰ回目	２回目	３回目	４回目 以降
A	喫　煙（所持・同席含む）	訓告５日間	停学５日間	停学７日間	生徒指導委員会で審議
	飲　酒（所持・同席含む）				
	車両通学（同席・同乗・幇助・教唆も含む）				
	試験時の不正行為				
B	交通三悪 （無免許・飲酒・速度超過） 同席・同乗・幇助・教唆も含む	停学７日間	停学 10 日間	生徒指導委員会で審議	
	窃盗				
	賭博行為				
C	入れ墨（タトゥー）	停学７日間	停学 10 日間	生徒指導委員会で審議	
D	**指導拒否**	**保護者呼び出し**	**生徒指導委員会で審議**		
	暴言・脅迫行為および危険行為	**生徒指導委員会で審議**			

２．いじめ・ＳＮＳトラブル・暴力・薬物関係・恐喝・器物破壊等の行為および、それ以外の問題行動が発覚した場合、生徒指導委員会で懲戒内容の審議を行う。

Ⅳ．指導提案について

Ⅰ．規定通りの懲戒内容の場合には Teams 内で指導委員会・指導内容の提案・承認を行います。

★ 参集型事案 → ケースによっては Teams 事前提案 → 職員会議で提案・審議・承認

２．指導への取り組みが不十分で「期間内に指導を終えられない場合」や、特別指導・懲戒指導中に警察の補導等の別の指導案件が生じた場合、段階を上げるなど指導内容の変更を提案する。

Ⅴ．共通の授業規律について

≪生徒指導は教育活動の基礎として全職員で行う≫

Ⅰ．授業前の挨拶と瞑目

(1) 起立して毎時間の瞑目（１分程度）

(2) 装飾品、携帯（スマホ）の注意（口頭呼びかけ注意喚起）

(3) 授業開始あいさつ

２．全ての授業で取り組む事項

(1) 遅刻・欠課をしない

(2) 私語はしない

(3) 飲食はしない（ガムも含む）

(4) 必要な時以外はスマホを使用しない

(5) 学習に関係ない事はしない

(6) 装飾品を身につけない

※授業の規律違反に対して指導 → 反抗的態度・規律が崩壊している → 生徒支援部で対応